

四日市市告示第 1 5 7 号

四日市市地域防犯活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 田中 俊行

四日市市地域防犯活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市地域防犯活動支援事業補助金交付要綱（平成 2 4 年四日市市告示第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象組織)</p> <p>第 2 条 補助金の交付の対象となる自主防犯団体は、防犯パトロールや見守り活動を実施する団体のうち、四日市市自主防犯団体登録届（第 1 号様式）に必要書類を添え、主たる活動区域を所管する地区市民センター（以下「地区市民センター」という。）を経由して市長に提出した団体とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(補助対象組織)</p> <p>第 2 条 補助金の交付の対象となる自主防犯団体は、防犯パトロールや見守り活動を実施する団体のうち、四日市市自主防犯団体登録届（第 1 号様式）に必要書類を添え、主たる活動区域を所管する地区市民センター（<u>楠地区については楠総合支所。以下「地区市民センター」という。</u>）を経由して市長に提出した団体とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(補助金の評価)</p> <p>第 2 1 条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。</p> <p>2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正または廃止、その他適切な措置を講じるものとする。</p>	<p>(事業評価)</p> <p>第 2 1 条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。</p> <p>2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正または廃止、その他適切な措置を講じるものとする。</p>

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(市民文化部市民生活課)